

令和5年度 マンション管理推進協議会の事業について

1 事業及びスケジュール

事業		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1・2月	3月
相談事業	出張相談会						○ (尾張地区・三河地区)		
セミナー・研修会	セミナー		○ 管理セミナー (名古屋市:中区役所ホール 8/26)						

(注) 着色部分が今回、マンション管理推進協議会で募集する事業です。全て愛知県住宅計画課が事務局担当の事業になります。

2 事業の概要等について

(1) 事業の概要

事業名	回数	延べ要員	団体数
1. セミナー会場で行う相談会へのマンション管理士の派遣	- 1回[8月26日] (名古屋市)	3名 (相談員 3×1)	1団体
2. マンション管理士地域別相談会	-1 2回[12~2月] (尾張地区2回)	2名 (相談員 1×2)	1団体
	-2 2回[12~2月] (三河地区2回)	2名 (相談員 1×2)	1団体

(注1) 実施時期は、概ねの予定です。

(注2) 2. マンション管理士地域別相談会は、参加団体(市)の希望により行うため減ずる場合があります。

(2) 各事業のスケジュール等

○ セミナー会場で行う相談会へのマンション管理士の派遣

日時・内容等	○開催	1回
	マンション管理セミナー会場において行うマンション管理士相談会へのマンション管理士の派遣	
	(ア) 日程	8月26日 (土) 13:00~16:30 (相談時間は13:00~16:00) (予定)
	(イ) 場所	名古屋市中区役所ホール
	(ウ) 内容	受付及びマンション管理に係る相談(総会、規約等管理運営・大規模修繕等・生活ルールその他) 対応
	(エ) 要員	3名

○ マンション管理士地域別出張相談会

日時・内容等	○開催 尾張地区2回、三河地区2回 計最大4回実施予定 参加団体（市）の開催要望により、参加団体の指定する場所へマンション管理士を1名派遣し、出張相談会を実施する。 （ア）日程 13：30～16：30（予定） （イ）場所 未定（尾張地区2会場、三河地区2会場） （ウ）内容 受付及びマンション管理に係る相談対応 （エ）要員 1名×4会場 ※要望がない場合派遣回数を減ずることがあります。
--------	--

3 事業者決定方法

- (1) 事業への参加を希望される団体は、令和5年6月16日（金）正午までに、名古屋市住宅企画課（名古屋市役所西庁舎5階）へ以下に掲げる書類（各1部）をご提出ください。なお、提出方法は、「メール送付又は文書による持参」とします。

- ・マンション管理士関連団体概要書・参加希望票（様式1）
- ・マンション管理士個人名簿（様式2）
- ・マンション管理士登録証の写し又は登録講習終了証の写し（全員分）
（登録後5年を超えた管理士にあつては、登録講習終了証の写しを添付してください。）
- ・法人にあつては定款、任意団体にあつては会則

令和5年度マンション管理推進協議会専門家派遣事業実施団体にあつては、マンション管理士個人名簿、マンション管理士登録証の写し又は登録講習修了証の写し並びに法人にあつては定款、任意団体にあつては会則を省略することができます。

- (2) 希望する事業が他団体と重複する場合は令和5年7月6日（木）10時30分から、**名古屋市役所西庁舎12階（東側）D会議室**において、抽選会を行います。上記書類を提出された団体は、代表者1人のみ出席してください。**事前に連絡なく抽選会を欠席された場合は、参加希望を取り消したものとさせていただきますので、ご注意ください。**なお、抽選にあつての票数は、各団体一票です。

4 応募資格要件

- (1) マンション管理士として2年以上の登録（**令和3年3月31日以前の登録**）がある管理士を、**5名以上派遣することのできる団体**

※ 登録された管理士が、他団体と重複していないこと

※ 登録されてから5年を超えた管理士にあつては、**マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条に定める講習を受けている管理士に限る。**

- (2) 法人にあつては定款、任意団体にあつては会則が定められていること

※ マンション管理士団体の法人格の有無は問いません。

5 その他

- (1) 様式2に記載するマンション管理士は、他の団体と重複することはできません。
- (2) 様式2に記載するマンション管理士は、応募資格要件4(1)のすべての要件を満たすマンション管理士のみ記載してください。
- (3) 相談事業では、相談業務等のほか、会場設営、受付、片付けなどの事務局業務も行っています。
- (4) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (5) 応募書類に違反又は虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。
- (6) 事業実施者は公的立場に立ち、公平・中立的な事業実施に務めてください。
- (7) 事業実施者は、事業を行うことによって知り得た情報について秘密の保持を厳守するとともに、得た情報によって新たな営利を得るような行為を行ったり、相談等の場において来場者に名刺を渡すといった行為を行うことはできません。
- (8) 事業実施者は、相談業務等においてマンション管理士等が業務として関わるべき内容に至ったとしても、来場者に対し業務を受託する趣旨のことを伝えることはできません。また、相談業務等において来場者からマンション管理士等としての業務のあつせん依頼があった場合も、依頼を受けることはできません。
- (9) ここに記載された事項に対し違反する行為があった場合は、その団体もしくは個人に対しペナルティを課すことがあります。

【様式1】

マンション管理士関連団体概要書・参加希望票

令和5年6月 日

フリガナ 団 体 名			
フリガナ 代 表 者			
所 在 地 (町名まで)			
所 属 人 数	マンション管理士 … 名		
	1級建築士 … 名	1級建築施工管理技士… 名	
	管理業務主任者 … 名	その他	

事 業 名	第1希望	第2希望
1 セミナー会場で行う相談会へのマンション管理士の派遣 [8月 名古屋市]		
2-1 マンション管理士地域別出張 相談会 (2名分) ; 尾張地区 [12~2月 (未定)]		
2-2 マンション管理士地域別出張 相談会 (2名分) ; 三河地区 [12~2月 (未定)]		

【様式2】

マンション管理士名簿

団体名 ()

番号	フリガナ	マンション管理士	住 所
	氏 名	登録番号 (1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	
		(1 建・1 施工・管理業・その他)	

(注) マンション管理士登録番号の () 内は、様式2所属人数欄の資格所持者の該当する資格に○を記入してください。